

171-参-厚生労働委員会-12号 平成21年06月02日

※厚生労働委員会委員長として議事進行

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る五月八日、大島九州男君及び山田俊男君が委員を辞任され、その補欠として下田敦子君及び石井みどり君が選任されました。

また、去る五月十一日、浜田昌良君が委員を辞任され、その補欠として渡辺孝男君が選任されました。

また、昨日、坂本由紀子君及び梅村聡君が委員を辞任され、その補欠として磯崎陽輔君及び武内則男君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

本法律案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本法律案に対する意見を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国务大臣（舛添要一君） お答え申し上げます前に、今日は沖縄のかりゆしの日ということで、かりゆし着用をしろということで閣議決定がありましたので、こういう服装でおりますことをお許しいただきたいと思えます。

さて、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に対する内閣意見を申し上げます。

参議院議員津田弥太郎君外八名提出の厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、政府としては反対であります。

○委員長（辻泰弘君） これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○衛藤晟一君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、ただいま議題となっております厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆる年金記録回復促進法案について反対の討論を行うものであります。

この野党の年金記録回復促進法案は、さきの法案審議でも明らかになったように、その内容については不備が多く、到底国民の理解は得られない欠陥法案と言わざるを得ないものであります。

以下、具体的に反対理由を申し述べます。

第一の理由は、第三者委員会における事実認定の現行基準は、明らかに不合理ではなく、一応確からしいこととしていますが、本法案では、一応確からしいを削除している点です。第三者委員会が明らかに不合理であるという証明などできないので、申立人が、保険料は天引きされたはず、あるいは保険料を納めたはずとだけ主張し続ければ、年金が増額され、ごね得という結果になるわけであります。

このようにこの法案では、実際には保険料の天引きがなくても、保険料が天引きされたはず、保険料を納めたはずと主張した人すべての年金が増額することになりかねず、第三者委員会に申立てさえすれば確実に年金が増えるというモラルハザードの現象が起きかねません。提案者もこ

の問題があることを認め、そこを何とか話し合いをさせていただきながら詰めさせていただきたいと答弁しているにもかかわらず、何の手当てもせずに可決しようとするものであります。

第二の理由は、本法案の理念と具体的な政策手段が合致していないという点であります。

具体的には、本法案では、標準報酬等の不適正な遡及訂正事案を想定して、国の帰責事由があるおそれがないと認められない場合には公表は行わないこととされておりますが、標準報酬等の不適正な遡及訂正事案は厚生年金保険法に基づいて救済しており、厚年特例法に基づく公表等の対象とならず、厚年特例法を改正する本法案はこうした事例への対応とは全く関係がありません。この問題についても提案者は認めており、御指摘の点は私ども十分これから検討させていただきたいと答弁されているわけであります。問題点を認識しながら放置するのですか。

もちろん、我々は、標準報酬等の不適正な遡及訂正事案についての対応は精力的に進めていきます。しかし、この法案とは別の問題であります。

第三者委員会の審議に事業主の協力を求めているという趣旨は賛同できるところであります。しかし、本法案による措置では、保険料天引きの事実確認に協力したかどうかに関係なく納付勧奨、公表されるかどうかが決まるので、事業主の協力を結び付きません。また、たとえ納付勧奨、公表を免れても、従業員が有する損害賠償等の請求権を国が取得することになっており、法案の内容に一貫性がありません。

与党は、第三者委員会の審議に事業主が協力した場合には事業主名の公表を免除するという具体的な提案もさせていただきました。このような直接的な政策手段を講じることにより、事業主の協力を得ることができると考えたからであります。しかし、野党は与党からの具体的な提案を受け入れず、目的と政策手段が合致していない法案に何の手当てもせずに可決しようとしています。

第三の理由は、安易な国庫負担が行われるという点であります。

国の帰責事由があることの主張を社会保険庁が反証することは、昔の出来事でもあり、事実上困難であります。事業主は、国の帰責事由があったと主張さえすれば、納付勧奨、事業主名の公表を免れることとなります。第三者委員会の審議に協力しようとする事業主ではなく、猫ばばした年金保険料を何とか納めたくないと考えている事業主ほど納付勧奨、事業主名の公表を逃れ、結局安易な国庫負担が行われることとなります。

二年前の厚年特例法の制定の審議のときの民主党の悪徳・不行き届き事業主を許さないというスタンスは一体どこに行ったのでしょうか。これらの点は既に審議で明らかにされ、提案者も認めていることであり、この法案が多くの問題点を放置した欠陥法案であることは明らかであります。このような法案は、当然のことながら国民の期待には到底こたえられるものではなく、党利党略のパフォーマンス法案であると断ぜざるを得ません。

野党の先生方、法案提出者が法案の不備について認めているような法案を良識の府である参議院で可決してよろしいのでしょうか。我々は、このような欠陥法案を可決させようとする暴挙について断固反対であることを表明するとともに、年金記録問題の解決のためには、実施体制強化や作業の効率化の徹底等、様々な取組を集中的、計画的に実施していくことこそ国民の負託にこたえるべき姿勢であり、それを担えるのは着実に具体的な政策を講じ実行できる我々与党しかないということを申し上げた上で、私の討論を終わります。

○委員長（辻泰弘君） 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（辻泰弘君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省年金局長渡邊芳樹君外十四名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本郵政株式会社常務執行役伊東敏朗君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（辻泰弘君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（辻泰弘君） 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。舛添厚生労働大臣。

○国務大臣（舛添要一君） ただいま議題となりました国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

平成十六年に成立した年金制度改正法においては、長期的な負担と給付の均衡を図り、制度を持続可能なものとするため、基礎年金の国庫負担割合を平成二十一年度までに二分の一に引き上げることとされております。

この法律案は、これを踏まえ、平成二十一年度からの基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げるための所要の措置を講ずるものであります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国庫は、平成二十一年度及び平成二十二年年度については、現行の基礎年金の国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政投融资特別会計から一般会計への特例的な繰入金を活用し、当該額と国庫負担割合二分の一に基づく負担額との差額を負担することとしております。

第二に、所得税法等の一部を改正する法律附則の規定に従って行われる税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保を図った上で、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げを恒久化することその他所要の措置を講ずることとしております。

このほか、関係する法律の改正について所要の措置を行うこととしております。

なお、本法律案は、その施行期日を平成二十一年四月一日として提案いたしておりましたが、衆議院において公布の日に修正されておりますので、御報告いたします。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
以上でございます。

○委員長（辻泰弘君） 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

（中略）

○政府参考人（村木厚子君） お尋ねの点でございますが、先ほども申し上げましたとおり、雇用均等・児童家庭局長という立場で所管外のことに答えをする立場にはございません。

○委員長（辻泰弘君） 速記を止めてください。
〔午前十時二十分速記中止〕
〔午前十時三十一分速記開始〕

○委員長（辻泰弘君） 速記を始めてください。

○蓮舫君 ○四年に厚生労働省は、障害者団体の公的な証明書の発行はゼロ件だった。でも、その年に凜の会は、厚労省が発行したとされる証明書をもって低料金郵便制度の承認を受けている。その証明書を作った職員が公文書偽造で逮捕された。その職員の直属の上司だった当時企画課長だった児童家庭局長はこのことを御存じでしたか、あるいは国会議員から何らかの相談がありましたか。

○委員長（辻泰弘君） 村木さんに対する質問ですけれども、村木局長。

○政府参考人（村木厚子君） 同じ答弁を繰り返して大変恐縮でございますが、雇用均等・児童家庭局長である政府参考人としてはお答えをする立場にございません。

○蓮舫君 この答弁のありようについては、是非、委員長、理事会で協議をお願いしたいと思います。

○委員長（辻泰弘君） ただいまの件につきましては、後刻理事会で協議をさせていただきます。

○蓮舫君 最後に、郵便事業会社に一つ確認をさせていただきたいんですが、今回の事件によって、障害者団体にとって、今後、この低料金郵便制度が持続するのかなど非常に不安に思っておられるんですが、この件はどうでしょうか。

（中略）

○理事（中村哲治君） 午後一時に再開することとし、休憩いたします。
午後零時十二分休憩

午後一時開会

○委員長（辻泰弘君） ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、磯崎陽輔君が委員を辞任され、その補欠として佐藤信秋君が選任されました。

○委員長（辻泰弘君） 休憩前に引き続き、国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○森田高君 国民新党の森田でございます。

午前中の蓮舫議員に続いて年金財政中心に伺ってまいりたいと思いますが、昼食休憩後ということもありまして、午前中、蓮舫議員がもう火の出るような質問を繰り返されておりましたので、少し気分転換をしてもらおうと思うんですが、冒頭ちょっと新型インフルエンザ問題をお伺いしたいと思うんです。

ゴールデンウィーク以降、関係各方面の皆さん、大変お疲れだったと思うんです。先週、官房長官もおっしゃっていますし、いろんな罹患状況を見ても終息傾向にはあるんですね。ただ、これを喜ぶわけではなくて、WHOのチャン事務総長が、資料一に示しましたように、これはあらしの前の静けさであると、こういう声明も聞こえてくるわけでございます。

今回の第一波に遭遇した我が国が、例えば薬の供給、医療供給の状況とかあるいは検疫、いろんな問題点が多分整理されてくるんだろうと思います。恐らく数か月後に第二波、その後第三波が来るという前提で、危機管理のプロフェッショナルでございます舛添大臣も当然いろんな方法を考えていかれると思っていますが。

ここまでのところ、ワクチンの生産時期が、五月八日に一回大臣と質疑応答させてもらったんですが、株が、いいのがCDCからも供給されるだろうという話があって、ニュースを見ていると、そういう話だというふうには思うんです。

だけれども、じゃ生産がどういうふうになるのかなということ、やっぱり不安を禁じ得ないというか、六月に株が入ってきて、生産体制がつくれるのが秋ぐらいになるんじゃないとか、そうするとタイムリミットの問題もありますし、あるいはポートフォリオといいますか、通常型のワクチンと新型のワクチンのバランス、生産力には当然限界があるわけですから、どういう政策的な構成を考えていかれるのかというのを、厚生労働省、まず聞かせていただきたいと思えます。

（中略）

○森田高君 恐れ入ります。

さっきデフレの時代の緊縮財政というのはやっぱりこれ愚かだなと僕は思うんですが、結局それで有効需要が出なくて、お金だけ、マネーサプライだけ増やしたって、結局日本以外のところでバブルをつくっただけの話で、結局それが世界経済危機だという話につながってきていると私たちは考えています。だから、やっぱり十年間の経済政策といいますか財政政策の総括はすべき時期だし、それがやっぱり社会保障と不可分だろうなというふうにも思います。

ただ、会社だったら経営責任というのがこれ当然やっぱり数年間続けて赤字を出せば出てくるのに、政治というのは案外そういうものが、まあ選挙があるじゃないかと言われるけど、今までなかったのかなというふうにもやっぱりこれは思います。

本題に入ります。年金、百年安心とうたわれた平成十六年の年金制度の骨格が早々と、午前中の議論でも明らかなように、破綻してきているんですけど、表八に、これはもう今は厚労省のホームページから消えちゃいましたけど、やっぱり恥ずかしいのかなと。百年間の財政見通しをずっと出していらっしゃるんですよ。二〇〇五年以降の二〇〇七年まで確定している、決算が、しているところまで見ても、保険料収入は大体総じて下振れしていて、運用収入も下振れしている、支出合計は上がったりがったりという状況で、数兆円単位の誤差はもう既に発生しているというふうになっています。

ただ、やっぱり賃金上昇率が二・五とか運用が三・二で、それが厳しくなったら、帳じりを合わせる目的か何か分からないけど四・一にえいと上げると。それは、方法論としては、コンピューターがありますから百年間のシミュレーションは幾らでもできますけど、この話をして、荒唐無稽じゃないか、いやそうではない、実体はあるんだとかいう水掛け論になってしまうんですが。

ただ、何を言いたいかというと、生命保険でも八〇年代後半から九〇年代前半のいわゆるバブル期に発売された商品というのは非常に高利回りだったんですよ。五％から六％のいわゆる逆ざややってやつが保険会社各社に発生して、大体大手の四社だと年間二千から三千億円、ひどいときには、九〇年代末には、一社、含み損じゃなくて逆ざや抱えていたわけですよ。それを死差益と費差益で何とかつじつまを合わせて総合的に黒字決算をやったのでいって、駄目なところはそれで淘汰されてしまった保険会社がたくさんあるんですけど、なったわけです。

保険会社のバブル期に売った商品というのは大体二、三十年のスパンですよ、通常。まあ終身なんていうのもありますけど、通常は養老保険だったりとか、出ているのは。もちろん定期付終身で長いのもありますけど、それは定期付終身は額が小さいですから、ボリュームのでかいやつはやっぱり有期なんですよ。それは、二、三十年のスパンで五パーとか六パーとか、そういう商品を売ってでも生命保険会社は三十年でもやっぱりこういうものをやるべきじゃなかったと当時はみんな考えたと思うんですよ。

いろんなやっぱり有識者も、五％の運用というものを三十年、一定の仮置きで提供するというのは多分無理だったんだろうというときに、当時、皆さん、経済学者の人は総括したと思うんですよ。なのに、そういう学習効果が年金制度に入ってこないんですよ。だから、百年間、三・二でも四・二でもいいですけど、同じ利率で引っ張っちゃう、コンピューターを。それはやっぱり無理なんですよ。それは生命保険のかつての逆ざやでいっぱい会社がつぶれているということ、歴史が証明していると思うんですが。

これ、やっぱり有限均衡方式というのはそれはそれでいいと思うし、賦課方式ももちろんいいと思うんです、まじめに運用されれば。グリーンピアとかあほなことしなくて、ちゃんとまじめに運用されて給付されている限りにおいて賦課方式の有限均衡方式という年金制度はいいと思うんですよ。次世代が現世代を養うということでもいいと思うんです。だけど、やっぱりスパンの問題に今度技術的にはなってくるのかなと僕は見ているんですよ。

保険のことを考えても、かつてそうだったというと、やっぱり百年間というのはそろそろ看板を下ろされた方がいいんじゃないかなと思いますが、大臣、どのように御認識されますか。

○委員長（辻泰弘君） 局長でいいですか。

○森田高君 両方やられるそうですから。

(中略)

○森田高君 要するに、今まではほとんどの公務員、議員、いろいろな人がいろんな立場で社会に対する共同責任を取っている状況で、GPIFの方々は自浄作用の中で自らボーナスを返上するとか、給与をどうするとか、そういう話は出てきていなかったと。独法というのはやっぱり管理するのは難しいですね、たくさんありますし。だけど、やっぱり年金部門に関しては国民の注目が集まっているし、この人たちが結局、僕が質問をするまで局長からそういう勧告もしなかったわけでしょう。まあ、してもどうなるか分からないけど、責任取ろうという姿勢が全くないですよ。

自分たちのせいじゃない、基本ポートフォリオがこうだからしょうがないんだという話になりますけど、じゃ、役員の在任期間何年なんだと。かつて黒字と言うけれども、そのときその人たちは関与を直接する立場にあったのかどうかとか、いろんな問題点が出てくるでしょうから、それはそれですよ、やっぱり。国会議員だって、去年当選しようが今年入ろうが、やっぱり責任取るときには責任取って給料は下げる、皆。それはやっぱり当然公務員としては一つ姿勢を示す必要があるんだろうと思います。ですから、それは是非大臣、御指導いただきたいなと思います。

時間来ましたので、最後一点ちょっと御覧いただいて、別にこれで意見どうこう言おうという気持ちはありません。ありませんが、二十三ページに、日本医学会が一つの見解出したんですよ。これ本当にインパクトが大きい見解なんですね。日本医学会というのは、御存じのとおり百七の医学会の集合体です。高久史磨先生が学会長をされていて、国内最高権威ですね、医学に関しては。そこが評決取りましたら、大体七〇%の賛成ということでA案を支持されたと。

医師会に関しては、正式な表明はないといながらも、医師会のホームページ見ると、これ昨日でも掲示されていましたけど、文章を読むとA案としか見れないものがある。そして、患者会の方は、もうA案以外はやめてくださいということも言っておられる。そういう状況です、客観的に。

現場と学会と患者と、この三者がみんな異口同音に同じ答えを求めているんです。国会が、国民の代表で構成される組織で、それで国民の声を代弁するというのに、学会、現場、患者、この三つの声がそろっているのに、そうじゃないという答えが出るということは、私は素朴に信じられないんですよ。

だから、ここで、A、B、Cどれがいいと議論するつもりは今この場ではありません。だけど、これは重いんです。医学会が表明したという事実は非常に重いんです。これをどういうふうに受け止めておられるか、御見解いただきたいと思います。

○委員長（辻泰弘君） 舛添厚生労働大臣、簡潔にお願いします。

○国務大臣（舛添要一君） そういう意見もあるということをお知らせしますが、先般衆議院の厚生労働委員会で申し上げましたように、私は私の意見を言いません。私は、国会議員として、私の生命観、倫理観に基づいて評決に参加したいと思います。

以上です。

(中略)

○小池晃君 官房長、当時の企画課長が、まさに公印が押されていたというわけですよ。ね。だったら、それについて元課長である村木さんに、調査委員会としてその件について調査する、聴くというのは当然じゃないですか。何でやらないんですか。やってないんだったら、今そこで

聴いてください、隣にいるんだから。村木さんが答えられないんだったら、あなたが答弁してくださいよ。そうでなきゃ駄目です。

そこはちょっと止めていただきたい、私。ちょっと今相談していただいて、村木さんに聴けばいいじゃないですか、横にいるんだから。雇用均等・児童家庭局長としては答えられないというのであれば、調査委員会の官房長、あなたは責任で今聴いて、それで答弁してください。

○委員長（辻泰弘君） まず大谷官房長。

○政府参考人（大谷泰夫君） 個々の担当者からの聴き取りというのは、今捜査当局の状況を踏まえて、これは追って検討をしていきたいと考えていまして、こういう場で行うことは今考えておりません。

○小池晃君 こういう場でって、国会で問われているんだからね、知っている人がそこにいるんだから、おかしいじゃないですか。

委員長、これ止めてください。ちゃんと答えさせてください。

○委員長（辻泰弘君） ちょっと速記を止めてください。
〔速記中止〕

○委員長（辻泰弘君） では速記を始めてください。

○小池晃君 大臣、今ちょっと横で聴いていただいて、事務次官は記者会見で、組織的に行われるとは理解し難いと述べているんですよ。

しかし、この逮捕された係長というのは、○四年の四月に異動したばかりの係長が、見ず知らずの相手に偽の稟議書を作成して、決裁途中の稟議書を外部に出す、これ全部個人で行ったなんて、私、到底これこそ理解し難いんですよ。組織的関与がなかったとは到底考えられないと思いますが、大臣、いかがですか。

○福島みずほ君 だれもヒアリングやっていないんですか。

○委員長（辻泰弘君） 木倉部長、いかがですか。

○政府参考人（木倉敬之君） その内容につきましても、今の調査の状況について、我々としても内部で手順等を検討しながら調査を進めているところでございますが、その具体的内容については、私どもは障害部として御答弁申し上げる立場にないというふうに思っております。

（中略）

○福島みずほ君 国民年金は、もらう側からするととてもこれで暮らしていけない、今若い人だと払いたくても払えないという状況がありますので、免除制度、それから将来的にはこの年金制度の根本的な立て直しもやるべきだというふうに申し上げ、私の質問を終わります。

○委員長（辻泰弘君） 本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会